

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 団体 羽村市商工会
所管課 産業環境部産業振興課
- 3 監査の範囲 令和5年度・6年度に交付された補助金に係る出納、その他の事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和7年12月1日(月)から12月26日(金)まで
(説明聴取日 令和7年12月18日(木))
- 5 監査の主眼 【所管課】
(1) 補助事業等は、法令、例規、予算等に適合しているか。
(2) 補助金等の支出手続は、例規等に沿い行われているか。
(3) 団体への指導監督は、特に財務上のリスクを重点にして適切に行われているか。
【財政援助団体等】
(1) 補助事業等は目的、計画、交付条件に沿って適正に執行されているか。
(2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
(3) 出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。
(4) 財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、適宜、適切に見直しが行われているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1) 名称 羽村市商工会
- (2) 所在地 羽村市栄町二丁目28番7号
- (3) 設立 ① 設立総会 昭和46年2月5日

- ② 都知事認可 昭和46年4月15日
 ③ 設立登記 昭和46年5月8日
- (4) 目的 羽村市商工会(以下「商工会」という。)は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(羽村市商工会定款第1条)
- (5) 事業内容
- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。
 - ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。
 - ③ 商工業に関する調査研究を行う。
 - ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催する。
 - ⑤ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。
 - ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。
 - ⑦ 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行う。
 - ⑧ 全国商工会会員福祉共済事業を行う。
 - ⑨ 商工業者の福利厚生に資する事業を行う。
 - ⑩ 輸出品の原産地証明を行う。
 - ⑪ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議する。
 - ⑫ 行政庁等の諮問に応じて、答申する。
 - ⑬ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。
 - ⑭ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理する。
 - ⑮ 行政庁から委託を受けた事務を行う。
 - ⑯ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う。(商工会定款第8条)

(6) 組織 ①会 員 1,050 事業所【令和7年3月31日現在】

商業部会	工業部会	建設業部会	環境衛生業部会	青年部 女性部
436 事業所	130 事業所	182 事業所	292 事業所	10 事業所

※組織率 62.99% (=会員 1,050 ÷ 市内商工業者 1,667)

②役員構成 定数 29 人【令和7年3月31日現在】

[会長、副会長 2 人、理事 24 人、監事 2 人]

③総 代 定数 110 人【令和7年3月31日現在】

[商業部会 40 人、工業部会 30 人、建設業部会 20 人、環境衛生業部会 20 人]

④職 員 常勤 7 人、臨時 2 人【令和7年3月31日現在】

[事務局長、課長(経営指導員)、課長補佐(経営指導員)、主事(経営指導員)、主事(経営指導員兼業務支援員)、一般職員2人(記帳相談員、一般職員)、臨時2人]

2 財政援助の状況

(1) 令和5年度・6年度の補助金の交付状況

【第1表】

名 称	羽村市商工会補助金		
根 拠	①羽村市補助金等交付規則 ②羽村市商工会補助金交付要綱		
交付対象経費	①人件費(職員基本給・諸手当、法定福利費など) ②管理運営費・事業費(光熱水費、委託料、保険料、通信運搬費など)		
交 付 年 度	令和5年度分		令和6年度分
交 付 申 請 日	令和5年6月2日		令和6年6月7日
交 付 決 定 日	令和5年6月12日		令和6年6月11日
交 付 決 定 額	40,200,000円		37,386,000円
交 付 状 況	第1回	13,400,000円 (令和5年6月29日)	12,462,000円 (令和6年6月21日)
	第2回	13,400,000円 (令和5年8月10日)	12,462,000円 (令和6年8月7日)
	第3回	13,400,000円 (令和5年11月24日)	12,462,000円 (令和6年11月25日)
助成事業完了年月日	令和6年3月31日		令和7年3月31日
精算書提出日	令和6年4月24日		令和7年4月21日
精算金返還日			
補助事業等の収支実績	収入総額	40,200,000円	収入総額 37,386,000円
	支出総額	40,200,000円	支出総額 37,386,000円
	差 引	0円	差 引 0円
精 算 返 還 額	0円		0円

羽村市商工会補助金は、その要綱に定めた「商工業振興のための諸事業及びこれに付随する諸経費に対し、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。」に則り、羽村市補助金等交付規則に基づいて、市の予算の範囲内で運営費の一部を補助しているものである。その状況などは第1表のとおりである。

令和5年度の補助金は、交付決定額の40,200,000円が6月・8月・11月の3回に分けて交付された。補助金支出総額(必要額)については、令和6年4月24日に商工会より提出された精算書において交付決定額と同額であったため、補助金は全額が交付されたことになる。

また、令和6年度についても交付決定額の37,386,000円が令和5年度とほぼ同時期の3回に分けて交付された。補助金支出総額（必要額）については、令和7年4月21日に商工会より提出された精算書における交付額と同額であったことから、令和6年度も5年度と同様に補助金が全額交付されたことになる。

なお、補助事業に対する所管課の指導・監督は、交付申請及び実績報告の際に内容審査や打合せを実施しており、概ね適正に行われているものと認められる。

3 事業実績

(1) 補助金の執行状況

令和5年度・6年度の補助金の執行状況は第2表のとおりである。

【第2表】

(単位:円)

区 分	令和5年度 支出金額	令和6年度 支出金額	内 容
人件費	19,927,000	20,805,000	職員基本給・諸手当、法定福利費等
事業費	2,565,601	2,922,560	経営改善普及事業費、地域総合振興事業費、経営改善資金等利子補給事業費、商工会館運営費
景気対策事業費	17,707,399	13,658,440	情報対策事業費、市内企業振興対策特別事業費
合 計	40,200,000	37,386,000	

(2) 事業の実施状況

① 経営改善普及事業

商工会に経営指導員等を置き、地域商工業者に対する相談・指導業務を通じ経営改善を図る。

ア 巡回・窓口相談業務

(ア) 金融・信用保証に関する相談指導

(イ) 経営に関する相談指導

(ウ) 経理・税務に関する相談指導

(エ) 労務・社会保険に関する相談指導

(オ) 技術の改善に関する相談指導

(カ) 取引・販路開拓等に関する相談指導

(キ) 通信情報技術の活用に関する相談指導

(ク) 創業・経営革新・事業承継に関する相談指導

イ 講習会・研修会の開催

ウ 店舗診断・工場診断・企業経営診断の支援

エ 記帳指導

(ア) 記帳継続指導の実施

(1) 記帳機械化事務代行の実施

オ 小規模企業共済制度の普及促進

カ 経営セーフティ共済制度の普及促進

キ 各種中小企業施策の普及および利用の促進

ク 経営課題解決支援事業の推進

(ア) 企業訪問による課題の抽出・解決支援

(1) 補助金・助成金制度活用支援

(ウ) 販路開拓・マッチング支援

ケ 中小企業支援機関との連携強化事業の推進

(ア) 地域力活用市場獲得等支援事業の活用支援

(1) 受注型中小製造業競争力強化支援事業の活用支援

コ 経営発達支援計画策定推進事業の実施

② 地域総合振興事業

地区内商工業者が商工会活動に参加し、協力し合いながら、地域商工業の総合的な経営基盤を構築するとともに、社会的・文化的な面にも貢献する事業を通じ社会一般の福祉の増進に寄与する。

ア 総合振興事業

(ア) 会員事業所交流事業の実施

(1) 羽村地域産業振興懇談会の運営

(ウ) 地域おこし及び観光・農業振興事業の実施

(エ) 組織率の向上による組織基盤の強化

(オ) 自主財源の確保による組織基盤の確立

(カ) 行政機関との連携強化

(キ) 関係団体との連携強化

(ク) 災害等の緊急時における支援貢献活動

イ 商業振興事業

(ア) 部会組織強化事業の実施

(1) 先進地視察研修の実施

(ウ) 経営等に関する研修会・講習会等の開催

(エ) 抽選会イベントを通じた販路拡大支援

(オ) 電子情報媒体を活用した販売促進支援

(カ) 大規模商業施設等の出店計画への対応策の検討・実施

(キ) 商業経営等に関する情報の収集および提供

(ク) まちゼミ事業の実施

(ケ) その他、商業振興に必要な事業の実施

ウ 工業振興事業

- (ア) 部会組織強化事業の実施
- (イ) 労働安全・労働衛生週間事業の推進
- (ウ) 先進企業等の視察研修の実施
- (エ) 市内企業交流会の開催
- (オ) 経営等に関する研修会・講習会等の開催
- (カ) たま工業交流展・青梅線沿線地域産業クラスター協議会事業の推進
- (キ) DX を活用した企業支援の推進
- (ク) 地域貢献活動・SDG s 活動の実施
- (ケ) 経営等に関する情報の収集および提供
- (コ) その他、工業振興に必要な事業の実施

イ 建設業振興事業

- (ア) 部会組織強化事業の実施
- (イ) 地区内建設業者の受注機会拡大への取組み
- (ウ) 羽村市環境配慮事業助成事業の普及促進
- (エ) 先進施設等の視察研修の実施
- (オ) 経営・技術等に関する各種講習会・研修会等の開催
- (カ) 事務所案内を活用した販路開拓支援
- (キ) 企業紹介および受発注の拡大支援
- (ク) 「住宅建築なんでも相談」事業の実施
- (ケ) はむら市民と産業のまつりでの企業PRおよび地域奉仕事業の実施
- (コ) 建設業経営・技術等に関する情報の収集および提供
- (サ) その他、建設業振興に必要な事業の実施

オ 環境衛生業振興事業

- (ア) 部会組織強化事業の実施
- (イ) 経営等に関する研修会・講習会等の開催
- (ウ) 先進事例等の施設研修の実施
- (エ) 電子情報媒体を活用した販路促進支援
- (オ) 農業等との連携した事業の推進
- (カ) 環境衛生業経営に関する情報の収集および提供
- (キ) その他、環境衛生業振興に必要な事業の実施

カ 金融対策事業

- (ア) 経営改善資金融資制度の普及および利用促進
- (イ) 商工貯蓄共済融資制度の普及および利用促進
- (ウ) 羽村市中小企業資金融資制度の普及および利用促進
- (エ) 商工会メンバーローンの普及および利用促進
- (オ) 各種公的融資制度の普及および利用促進
- (カ) 金融機関との連携強化

キ 経営税務対策事業

- (ア) 経営問題に関する講習会等の開催

- (イ) 経営問題に関する情報の収集および提供
- (ウ) 青色申告の普及推進
- (エ) 税務問題に関する講習会等の開催
- (オ) 税務問題に関する情報の収集および提供
- (カ) 税務関係機関との連携強化
- ク 労務対策事業
 - (ア) 労働保険事務組合の運営および加入促進
 - (イ) 雇用対策委員会の運営
 - (ウ) 労働問題に関する情報の収集および提供
 - (エ) 労働関係機関との連携強化
- ケ 福利厚生対策事業
 - (ア) 会員事業所従業員を対象とした定期健康診断事業の実施
 - (イ) 会員事業所優良従業員表彰事業の実施
 - (ウ) 会員事業所を利用した会員向け厚生事業の実施
 - (エ) 福利厚生事業に関する情報の収集および提供
- コ 青年部・女性部活動事業
 - (ア) 青年部・女性部活動の充実と組織の強化
 - (イ) 研修会・講習会等の開催
 - (ウ) 先進地視察研修の実施
 - (エ) 地域振興イベントの実施
 - (オ) 地域福祉活動の実施
 - (カ) 後継者等の親睦交流事業の実施
 - (キ) 市内美化清掃運動の実施
 - (ク) 部報等の発行
 - (ケ) その他、青年部・女性部の活性化に必要な事業の実施
- カ 各種共済事業等促進事業
 - (ア) 商工貯蓄共済制度の加入促進
 - (イ) 全国商工会会員福祉共済制度の加入促進
 - (ウ) 特定退職金共済制度の加入促進
 - (エ) 小規模企業共済制度の普及促進
 - (オ) 経営セーフティ共済制度の普及促進
 - (カ) 全国商工会経営者休業補償制度の加入促進
 - (キ) 全国商工会個人情報法漏えい保険制度の加入促進
 - (ク) 業務災害保険制度の加入促進
 - (ケ) ビジネス総合保険制度の加入促進
 - (コ) 商工会カード事業の加入促進
 - (サ) 容器包装リサイクル事業の推進
- シ 組織強化対策事業
 - (ア) 未加入事業所データの整備および有効活用

- (イ) 未加入事業所へのPRの徹底
- (ウ) 役職員による強力な会員増強運動の実施
- (エ) 支部組織を有効に活用した会員増強運動の展開
- ス 一般事業および支部活動
 - (ア) 創業・新規事業等支援事業の実施
 - (イ) 姉妹都市産業交流事業「羽～杜プロジェクト事業」の推進
 - (ウ) 市内中学校部活外部移行への取組み
 - (エ) 市内農業者との連携
 - (オ) 支部活動の促進
 - (カ) 支部合同親睦旅行事業の実施
- セ 情報対策事業
 - (ア) 地域情報紙「得するマガジンHαむら」の発行
 - (イ) 電子媒体を活用した情報発信支援事業の強化・充実
 - (ウ) 商工会報の発行
 - (エ) 商工連プラザニュースによる情報提供
 - (オ) 商工会活動および企業経営に関する情報提供
- ソ 市内企業振興対策特別事業
 - (ア) 共同販促事業の推進
 - (イ) 商店街等活性化のための助成事業
 - (ウ) 市内消費および企業取引拡大対策事業の実施
 - (エ) 買物代行サービス「はむらいい市場」の運営
 - (オ) 新たな形のイベント等への参画
 - (カ) はむら市民と産業のまつりへの参画
 - (キ) 花と水のまつり開催支援
 - (ク) 観光振興の推進のための組織支援
 - (ケ) 地域活性化事業の実施
 - (コ) インバウンド対策の強化
- タ 委託事業の推進による企業支援と地域経済活性化
 - 羽村市企業活動支援事業の運営
- チ 意見活動事業
 - 商工業者をめぐる諸問題を解決し、地域商工業の振興と企業経営の安定を図ることを目的とした関係諸機関に対する意見具申。

4 総 括

監査を行った結果、商工会における補助金の管理運用、会計経理及び関連する事務事業、また所管課における補助金に係る出納並びにその他の事務は、関係法令に基づき、概ね適正に執行されているものと認められる。

なお、監査における個別の意見などは以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として掲載する。

○より適正な契約に向けて

商工会の会計処理規程では、20万円以上の物品購入等契約の際には2者以上からの見積書の徴取を規定している。また、商工会は公共性の高い団体であり、その運営に充てられる収入の大部分が補助金等の公的資金で構成されていることを踏まえると、支出にあたっては、経済性の確保はもとより契約の透明性及び公平性の確保がより一層求められる。

したがって、20万円未満の案件についても2者以上の見積書の徴取を原則として実施し、競争原理を積極的に活用するとともに、契約プロセスの可視化と説明責任を充実させ、より一層の適正な契約実務を遂行されたい。

○情報セキュリティ対策について

近年、サイバー攻撃による企業への深刻な被害事例が増加しており、情報セキュリティ対策の重要性が高まっている。商工会は会員の個人情報や経営情報等の重要情報を取り扱っていることから、情報セキュリティ管理規程を整備し、対策を実施しているところである。今後は、規程に則った適切な運用を行うとともに、最新の脅威に対応した継続的な改善に取り組むことが望まれる。

また、リスク評価の手法の導入等により内部統制を強化するとともに、事務局職員の情報共有や定期的な研修を通じた意識向上に取り組まされたい。